

計画策定等に関するワーキンググループ 構成員

(五十音順)

足立 泰美 甲南大学経済学部教授

磯部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授

大橋 真由美 上智大学法学部教授

金崎 健太郎 武庫川女子大学経営学部教授

○勢一 智子 西南学院大学法学部教授

原田 大樹 京都大学大学院法学研究科教授

(○ : 座長)

計画策定等に関するワーキンググループ 開催実績

第1回 令和3年11月26日

- ・令和3年の重点募集テーマ「計画策定等」の検討状況等について
- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

第2回 令和3年12月23日

- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保に係る見直しの視点について

第3回 令和4年1月21日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

第4回 令和4年2月10日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

第5回 令和4年7月25日

- ・各府省の計画策定等における見直しの検討状況について
- ・令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について

第6回 令和4年12月16日

- ・計画策定等に関するこれまでの検討状況について
- ・ナビゲーション・ガイド作成に向けた今後の検討について

第7回 令和5年1月13日

- ・地方公共団体との意見交換
- ・ナビゲーション・ガイドについて

第8回 令和5年2月6日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

第9回 令和5年2月13日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

(参考1)

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置（計画等の策定の手続に係るもの）

| 整理記号 及び分類 | 記号 | 具体的な規定の内容 | 具体的に講ずべき措置 |
|---|--------|--|--|
| cb 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為） | 別表2を参照 | 議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているものうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は別表2を参照 | 別表2を参照 |
| | | 上記に該当しない場合 | 廃止 |
| c3 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く） | ① | 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 | (①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容 |
| | ② | 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 | |
| | ③ | 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 | |
| | ④ | 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 | |
| | | 上記①～④に該当しない場合 | 廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化 |
| c4 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け | ① | 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 | 公示・公告・公表等の存置を許容 |
| | ② | 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 | |
| | ③ | 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 | |
| | | 上記①～③に該当しない場合 | 廃止又は公示・公告・公表等に |

| | | |
|--|---|------------------|
| | | 関する努力・配慮義務に係る規定化 |
| c5 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け | — | 廃止又は例示化 |

別表2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）（別表1cb）についての分類及び具体的に講ずべき措置

| 分類 | 記号 | 具体的な規定の内容 | 講ずべき措置 |
|----------------|--|---|--------------|
| 協議、同意、許可・認可・承認 | 1a | 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 | 同意を要する協議を許容 |
| | 1b | 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 | |
| | 1① | 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの | |
| | 1② | 国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国（都道府県）の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの | |
| | 1③ | 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの | 同意を要しない協議を許容 |
| 2① | 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村（都道府県）の間 | | |

| | | | |
|--|----|--|-------------|
| | | の事務配分の特例を都道府県（国）が許容する場合であって、都道府県（国）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの | |
| | 2② | 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合 | |
| | 2③ | 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国（都道府県）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの | |
| | 2④ | 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの | |
| | 2⑤ | 同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの | |
| | 2⑥ | 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの | |
| | 3d | 刑法等で一般には禁止されているながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合 | 許可・認可・承認を許容 |
| | 3e | 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合 | |
| | 3f | 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合 | |
| | 3g | 法人の設立に関する事務を処理する場合 | |
| | 3h | 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合 | |
| | 3① | 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの | |

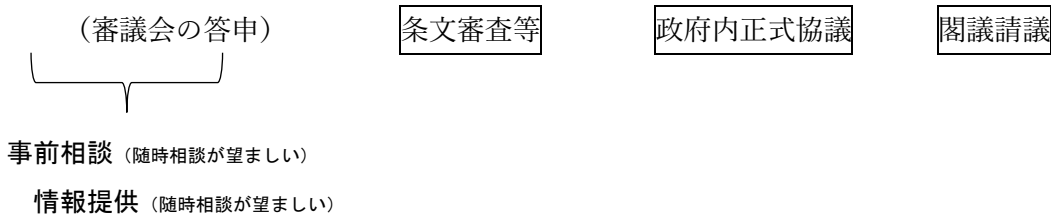
| | | |
|-----------------|--|---------------|
| 4① | 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合 | 意見聴取を許容 |
| 5① | 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの | 事前報告・届出・通知を許容 |
| 6① | 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 | 事後報告・届出・通知を許容 |
| 6② | 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 | |
| 上記のいずれにも該当しない場合 | | 廃止 |

(参考2)

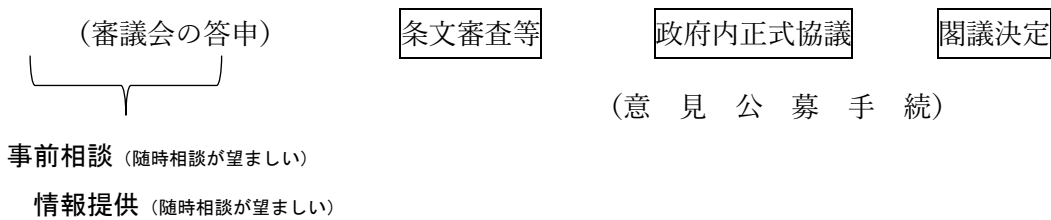
事前相談・情報提供のスケジュール（イメージ）

具体のスケジュールはケースにより異なるが、条文案・決定案の変更可能なできる限り早期から内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供を行うことが望ましい。

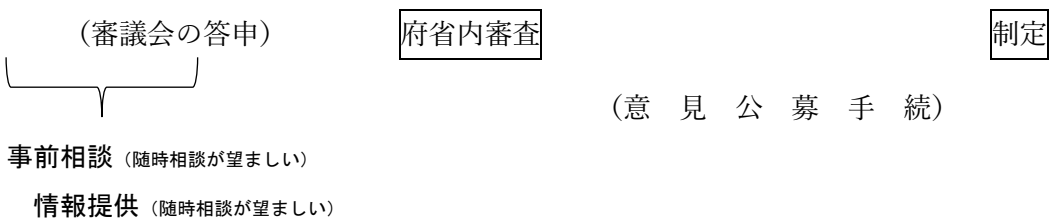
<法律案>



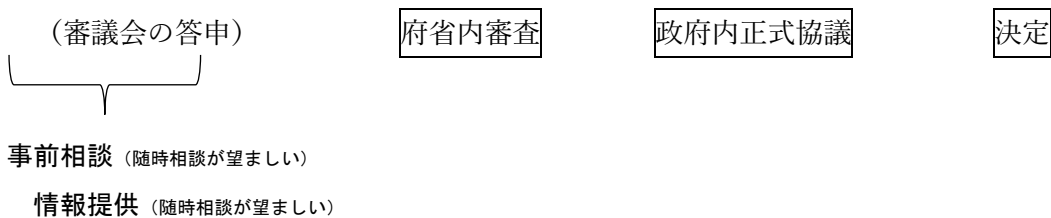
<政令案>



<省令・告示により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



<閣議決定により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



(参考3)

市町村の多様性

○人口

町村 170人～52,935人

市区 2,916人～3,755,793人

出典：住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

○面積 3.47km² ～ 2,177.61km²

出典：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）

○職員数（普通会計）

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（令和4年4月1日現在）

町村 14人～389人

市区 106人～38,394人

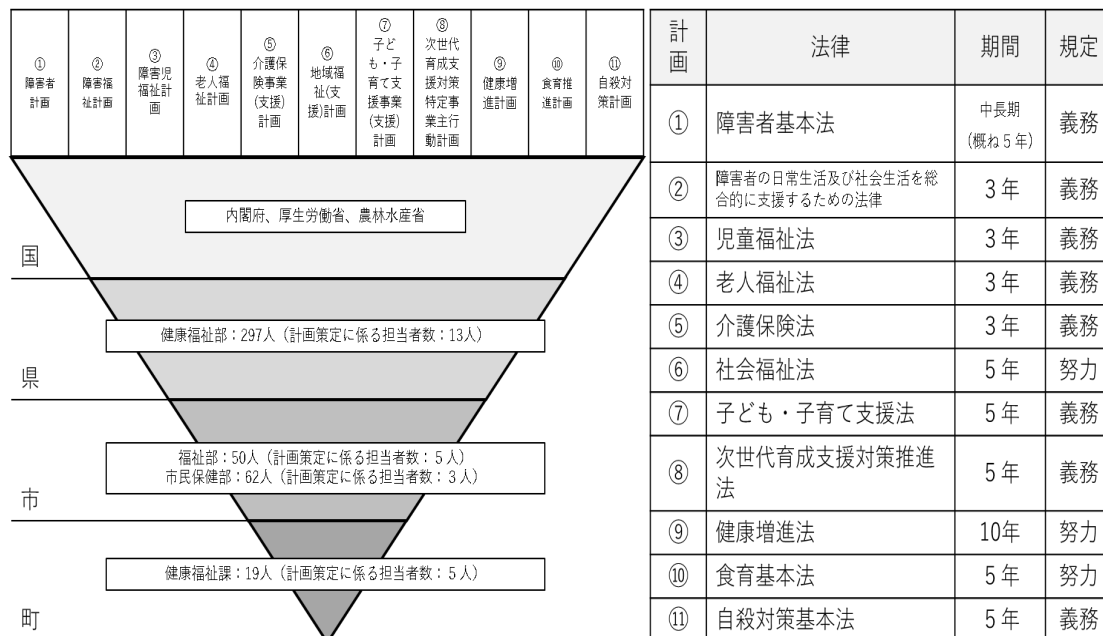
○職員数が小規模な5団体の首長部局の組織

出所：各村HPから

| | | | | |
|------------------------|----------------------|--------------|---------------------------------------|------------------------|
| A村 | B村 | C村 | D村 | E村 |
| ・総務課 ・住民課 ・産業建設課 | ・総務課 ・住民課 ・産業課 | ・総務課 ・産業課 | ・総合政策室 ・総務課 ・保健福祉センター ・産業振興課 | ・総務課 ・住民課 ・環境建設課 |

○地方の負担

逆三角形の構造（平均的な規模な県・市・町におけるイメージ）



職員数が小規模な町村

| | |
|---------|----|
| 東京都御蔵島村 | 14 |
| 長野県平谷村 | 15 |
| 長野県売木村 | 16 |
| 東京都青ヶ島村 | 20 |
| 新潟県粟島浦村 | 20 |
| 山梨県小菅村 | 20 |
| 和歌山県北山村 | 20 |
| 高知県大川村 | 21 |
| 沖縄県渡名喜村 | 21 |
| 山梨県丹波山村 | 24 |
| 東京都利島村 | 26 |
| 沖縄県座間味村 | 26 |
| 奈良県野迫川村 | 27 |
| 富山県舟橋村 | 28 |
| 長野県根羽村 | 28 |
| 島根県知夫村 | 29 |
| 山梨県道志村 | 30 |
| 長野県泰阜村 | 31 |
| 岡山県新庄村 | 31 |
| 沖縄県粟国村 | 31 |

職員数が大規模な一般市・区

| | |
|----------|-------|
| 東京都世田谷区 | 5,331 |
| 東京都練馬区 | 4,231 |
| 東京都大田区 | 4,098 |
| 千葉県船橋市 | 3,893 |
| 鹿児島県鹿児島市 | 3,853 |
| 兵庫県姫路市 | 3,686 |
| 東京都江戸川区 | 3,542 |
| 東京都板橋区 | 3,514 |
| 埼玉県川口市 | 3,508 |
| 東京都杉並区 | 3,407 |
| 東京都足立区 | 3,367 |
| 兵庫県西宮市 | 3,287 |
| 愛知県豊田市 | 3,158 |
| 香川県高松市 | 3,068 |
| 大分県大分市 | 3,045 |
| 富山県富山市 | 2,996 |
| 岡山県倉敷市 | 2,986 |
| 愛媛県松山市 | 2,977 |
| 栃木県宇都宮市 | 2,973 |
| 千葉県市川市 | 2,967 |

職員数が小規模な市区

(単位 人)

| | |
|----------|-----|
| 北海道歌志内市 | 106 |
| 北海道赤平市 | 129 |
| 北海道夕張市 | 135 |
| 石川県羽咋市 | 145 |
| 岐阜県美濃市 | 155 |
| 三重県尾鷲市 | 161 |
| 北海道留萌市 | 175 |
| 鹿児島県西之表市 | 175 |
| 北海道三笠市 | 176 |
| 富山県滑川市 | 178 |
| 京都府宮津市 | 178 |
| 新潟県加茂市 | 187 |
| 北海道芦別市 | 188 |
| 佐賀県多久市 | 188 |
| 大分県津久見市 | 189 |
| 石川県珠洲市 | 190 |
| 北海道砂川市 | 193 |
| 鹿児島県阿久根市 | 193 |
| 茨城県潮来市 | 197 |
| 福岡県豊前市 | 197 |

職員数が大規模な指定都市

| | |
|-------|--------|
| 横浜市 | 38,394 |
| 大阪市 | 33,276 |
| 名古屋市 | 28,461 |
| 札幌市 | 19,435 |
| 神戸市 | 18,898 |
| 京都市 | 17,339 |
| 川崎市 | 16,124 |
| 福岡市 | 15,904 |
| 広島市 | 14,340 |
| さいたま市 | 13,857 |
| 仙台市 | 12,174 |
| 北九州市 | 11,564 |
| 千葉市 | 10,537 |
| 堺市 | 9,705 |
| 新潟市 | 9,480 |
| 熊本市 | 8,988 |
| 浜松市 | 8,681 |
| 岡山市 | 8,378 |
| 静岡市 | 7,880 |
| 相模原市 | 7,744 |

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（4月1日現在）

(参考4)

地方公共団体の総合計画

1 改正前の地方自治法の関連規定

<都道府県> ※昭和31年改正で規定

旧地方自治法第2条第6項 都道府県は、・・・概ね次のような・・・ものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定・・・等で広域にわたる事務に関すること。

<市町村> ※昭和44年改正で規定

旧地方自治法第2条第5項（その後4項） 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 昭和41年「市町村計画策定方法研究報告」

「市町村計画は、・・・

- ①基本構想—市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの
- ②基本計画—地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの
- ③実施計画—基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくかを明らかにするためのもの

の3段階に区分して作成することが適当である。」

(参考5)

都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの
(法定計画・通知等による計画)

出典：計画策定に関する調査結果（令和3年5月全国知事会
地方分権推進特別委員会 地方分権改革推進WT）

○子ども・若者分野

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 ・子ども・若者計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画 ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画
- ・母子保健計画 ・都道府県貧困対策計画

○環境分野

- ・地域気候変動適応計画 ・地方公共団体（温室効果ガス排出削減等）実行計画
- ・環境保全活動等行動計画 ・都道府県廃棄物処理計画
- ・都道府県食品ロス削減推進計画

○介護分野

- ・都道府県老人福祉計画 ・都道府県介護保険事業支援計画 ・介護給付適正化計画

○障害分野

- ・都道府県障害者計画 ・都道府県障害福祉計画 ・都道府県障害児福祉計画
- ・工賃向上計画

○医療分野

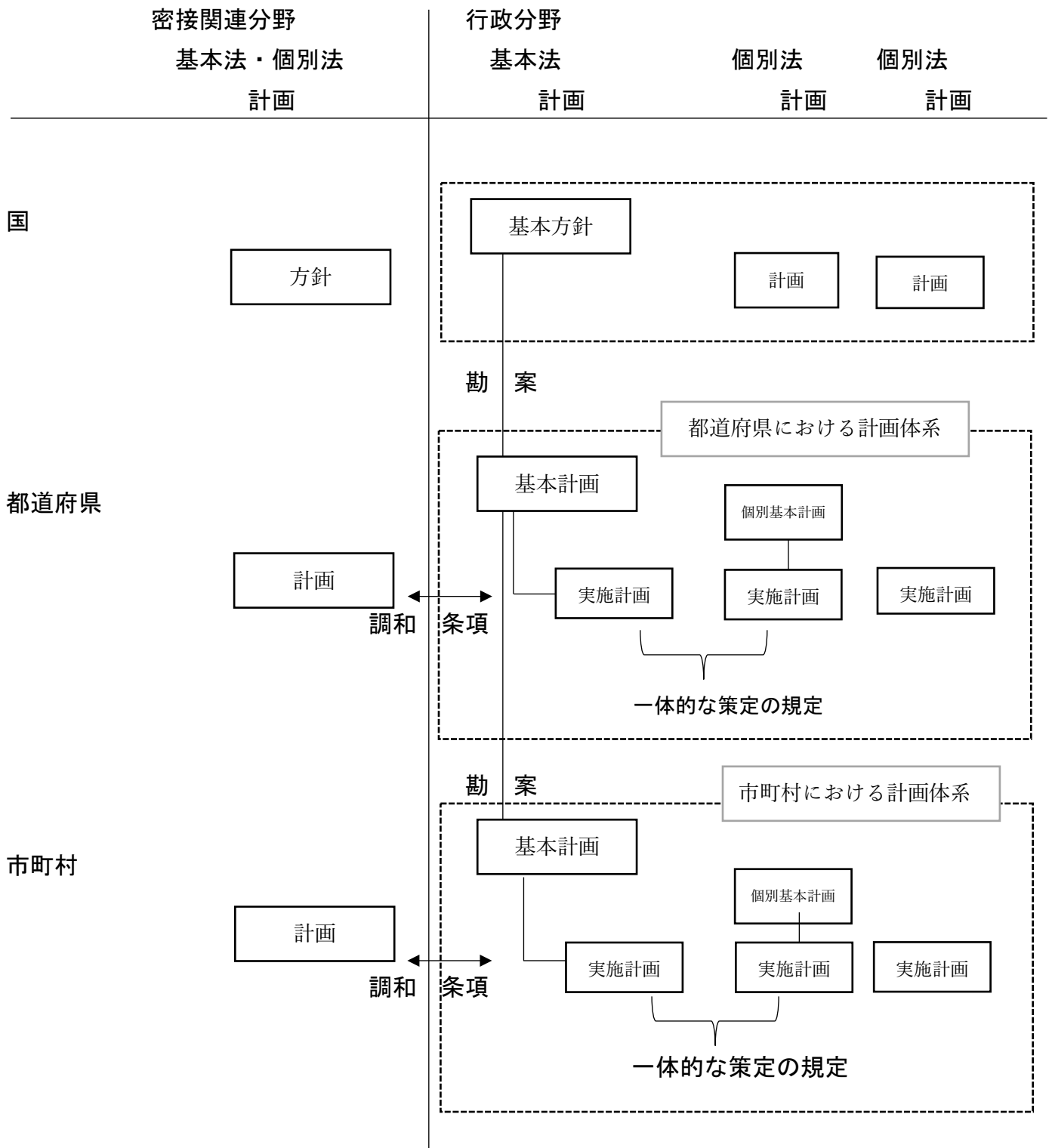
- ・都道府県医療計画 ・都道府県健康増進計画 ・都道府県感染症予防計画
- ・都道府県肝炎対策推進計画

○教育分野

- ・教育大綱 ・都道府県教育振興基本計画 ・学校安全計画

(参考6)

計画等の体系図 (イメージ)





秋田県における計画行政の具体的支障例等について

令和5年1月13日
秋田県

庁内の多くの部署で計画策定に関する過大な事務負担等の支障がある。特に、令和5年度は、健康福祉部における計画策定等が17本に及び予定となっており、各計画の策定に向けた審議会の開催やパブリックコメントの実施等が膨大な回数(想定150回以上)となるため、コロナ禍で業務が逼迫する中、年間を通して事務負担が非常に大きくなる見込みであり危機感を持っている。

1 計画の乱立による事務負担

主な支障事例

趣旨や目的が重複する計画、上位計画で代替可能な計画

内容や審議会等の構成員が重複するが、それぞれ審議会やパブリックコメント等の実施が必要であり事務負担が過大

→ 統廃合
他の計画との一体化

事業申請にかかる計画と事業提案書の内容が重複するもの

事業申請に当たり、計画策定と事業提案書の作成が要件となっており、内容が重複しているものは負担が大きい

→ いずれか一方のみでの対応を可能に

計画等の記載様式が複雑であるもの

同様の内容について別様式での記載を求めるなど、様式等により事務手続が煩雑になっている

→ 簡素化
地方公共団体による独自策定を可能に

<R5健康福祉部の計画等の策定(予定)>

| 名称 | 審議会等 | 回数 |
|-----------------------|----------------------|----|
| 第4期医療費適正化計画 | 保険者協議会 | 2 |
| 地域福祉支援計画 | 社会福祉審議会ほか1 | 5 |
| 第9期介護保険事業支援計画 | 高齢者対策協議会 | 4 |
| 第10期老人福祉計画 | | |
| 国民健康保険運営方針 | 国保市町村連絡会議WG会議ほか2 | 9 |
| 障害者計画 | 障害者施策推進審議会 | 2 |
| 第7期障害福祉計画 | | |
| 第3期障害児福祉計画 | 障がい者総合支援協議会ほか1 | 5 |
| ギャンブル等依存症対策推進計画 | ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会 | 4 |
| 健康秋田21計画 | 健康づくり審議会ほか1 | 5 |
| 第2期歯と口腔の健康づくりに関する基本計画 | 健康づくり審議会歯科保健分科会 | 4 |
| 第4期がん対策推進計画 | 健康づくり審議会がん対策分科会 | 4 |
| 県立病院機構中期目標・中期計画 | 地方独立行政法人評価委員会ほか1 | 8 |
| 循環器病対策推進計画 | 循環器病対策推進協議会ほか3 | 13 |
| 外来医療計画 | 医療審議会ほか2 | 15 |
| 医療保健福祉計画 | 医療審議会ほか15 | 72 |
| 医師確保対策計画 | 地域医療対策協議会ほか1 | 7 |

※上記は現時点での想定で今後調整予定。回数は審議会等とパブリックコメントの実施回数の計。

2 計画の内容・手続が全国一律であることによる事務負担

主な支障事例

地域の実情によらず全国一律の計画期間等が定められている

地域ごとに実情が異なる事柄について、一律の計画期間が定められるなど事務負担が過大となっている

→ 地域の実情に応じて、地方公共団体の判断に委ねることを原則に

事務負担軽減策

漁場計画(海区・内水面)の例

【概要】

- ・ 位置漁業権及び区画漁業権については5年ごと、共同漁業権については10年ごとに漁場計画を策定し、漁協等に対し漁業権を免許している。
- ・ 策定には詳細な漁場利用実態を把握しなければならない上、R2.12月施行の改正漁業法で、すべての漁場計画を5年ごとに策定することとなったため、事務量が多大となり負担が増加している。

【支障事例】

- ・ 本県の漁獲量は約6千tと少なく、水産行政職員も17名と国内最少の中、特に27の内水面漁場の共同漁業権にかかる漁場計画の策定について、全国一律5年ごとの計画期間の設定が負担となっている。

| | 漁獲量(千t) | | | 順位 | | 水産行政職員(人) | | 順位 |
|-----|---------|-----|-----|----|-----|-----------|----|----|
| | 海区 | 内水面 | 計 | | | | | |
| 北海道 | 895 | 7 | 902 | 1 | 北海道 | 472 | 1 | |
| 茨城県 | 302 | 3 | 305 | 2 | 長崎県 | 177 | 2 | |
| 長崎県 | 228 | - | 228 | 3 | 千葉県 | 127 | 3 | |
| 秋田県 | 6 | 0.2 | 6.2 | 37 | 秋田県 | 17 | 39 | |

※R2漁業・養殖業生産統計

※H30地方公共団体定員管理調査(海のない8県を除く)

(参考)共同漁業権漁場図

海面

内水面

